

鳥取県公報

平成20年3月19日(水) 号外第20号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (171) (2	
			漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (172) (漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (172)	
			漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (174)	

示

鳥取県告示第171号

平成18年鳥取県告示第230号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成20年3月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定に よる利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従 前の例による。

平成20年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改正前					
利子補給率										
					利子補給率					
	農業近代化資金	法第2条第2項	法第2条第2項			農業近代化資金	法第2条第2項	法第2条第2項		
	融通法(昭和36	第1号に掲げる	第2号から第5			融通法(昭和36	第1号に掲げる	第2号から第5		
	年法律第202号。	融資機関が同条	号までに掲げる			年法律第202号。	融資機関が同条	号までに掲げる		
	以下「法」とい	第1項第2号か	融資機関が同条			以下「法」とい	第1項第2号か	融資機関が同条		
農業近代化資金	う。)第2条第	ら第4号までに	第1項第2号か		農業近代化資金	う。)第2条第	ら第4号までに	第1項第2号か		
の種類	2項第1号、第	掲げる者に貸し	ら第4号までに		の種類	2項第1号、第	掲げる者に貸し	ら第4号までに		
	2号、第4号及	付ける場合	掲げる者に貸し			2 号、第 4 号及	付ける場合	掲げる者に貸し		
	び第5号に掲げ		付ける場合			び第5号に掲げ		付ける場合		
	る融資機関が同					る融資機関が同				
	条第1項第1号					条第1項第1号				
	に掲げる者に貸					に掲げる者に貸				
	し付ける場合					し付ける場合				
(1) 規則別表	略	略	年 <u>0.5パーセント</u>		(1) 規則別表	略	略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第1号に掲					第1号に掲			<u>F</u>		
げる資金					げる資金					
(2) 規則別表	略	略	年 <u>0.5パーセント</u>		(2) 規則別表	略	略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第2号に掲					第2号に掲			<u>F</u>		
げる資金					げる資金					
(3) 規則別表	略	略	年 <u>0.5パーセント</u>		(3) 規則別表	略	略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第3号に掲					第3号に掲			<u> </u>		
げる資金					げる資金					
(4) 規則別表	略	略	年 <u>0.5パーセント</u>		(4) 規則別表	略	略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第4号に掲					第4号に掲			<u> </u>		
げる資金					げる資金					
略	'				略					
(7) 規則別表		略	年 <u>0.5パーセント</u>		(7) 規則別表		略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第7号に掲					第7号に掲			上		
げる資金					げる資金					
(8) 規則別表	略	略	年 <u>0.5パーセント</u>		(8) 規則別表	略	略	年 <u>0.45パーセン</u>		
第8号に掲					第8号に掲			<u></u>		
げる資金					げる資金					

鳥取県告示第172号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。 平成20年3月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改 正 前						
			利子補給率						利子補給率			
	漁業近代化	法第2条第	法第2条第	法第2条第	法第2条第		漁業近代化	法第2条第	法第2条第	法第2条第	法第2条第	
	資金融通法	2 項第 5 号	2 項第 1 号	2 項第 2 号	2 項第 5 号		資金融通法	2 項第 5 号	2 項第 1 号	2 項第 2 号	2 項第 5 号	
	(昭和44年	に掲げる融	に掲げる融	及び第4号	に掲げる融		(昭和44年	に掲げる融	に掲げる融	及び第4号	に掲げる融	
	法律第52	資機関が、	資機関が、	に掲げる融	資機関が、		法律第52	資機関が、	資機関が、	に掲げる融	資機関が、	
	号。以下	同条第1項	同条第1項	資機関が、	同条第1項		号。以下	同条第1項	同条第1項	資機関が、	同条第1項	
	「法」とい	第1号から	第6号に掲	同条第1項	第6号から		「法」とい	第1号から	第6号に掲	同条第1項	第6号から	
	う。)第2	第 5 号まで	げる者に貸	第6号から	第10号まで		う。)第2	第 5 号まで	げる者に貸	第6号から	第10号まで	
	条第2項第	及び第10号	し付ける場	第10号まで	に掲げる者		条第2項第	及び第10号	し付ける場	第10号まで	に掲げる者	
	1号から第	に掲げる者	合	に掲げる者	(同項第10		1号から第	に掲げる者	合	に掲げる者	(同項第10	
	4号までに	(令第5条		(同項第10	号に掲げる		4号までに	(令第5条		(同項第10	号に掲げる	
	掲げる融資	に規定する		号に掲げる	者にあって		掲げる融資	に規定する		号に掲げる	者にあって	
	機関が、	団体に限		者にあって	は、令第5		機関が、	団体に限		者にあって	は、令第5	
漁業近代	同条第1項	る。)に貸		は、令第5	条に規定す	漁業近代	同条第1項	る。)に貸		は、令第5	条に規定す	
化資金の	第1号から	し付ける場		条に規定す	る団体を除	化資金の	第1号から	し付ける場		条に規定す	る団体を除	
種類	第 5 号まで	合		る団体を除	く。)に貸	種類	第 5 号まで	合		る団体を除	く。)に貸	
	及び第10号			く。)に貸	し付ける場		及び第10号			く。)に貸	し付ける場	
	に掲げる者			し付ける場	合		に掲げる者			し付ける場	合	
	(漁業近代			合			(漁業近代			合		
	化資金融通						化資金融通					
	法施行令						法施行令					
	(昭和44年						(昭和44年					
	政令第209						政令第209					
	号。以下						号。以下					
	「令」とい						「令」とい					
	う。)に規						う。)に規					
	定する団体						定する団体					
	に限る。)						に限る。)					
	に貸し付け						に貸し付け					
	る場合					る場合						
略	Γ	Γ			略		Γ		I			
4 規則						4 規則						
別表第	略	略	略	年 <u>0 . 5 パ ー</u>	年 <u>0 . 5 パ ー</u>	別表第	略	略	略	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パー</u>	
3号に				セント	セント	3 号に				セント	<u>セント</u>	

掲げる資						掲げる資				1	
金						金					
5 規則						5 規則					
別表第	略	略	略	年 <u>0.5パー</u>	年 <u>0 . 5パー</u>	別表第	略	略	略	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パー</u>
4号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>	4号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>
掲げる						掲げる					
資金						資金					
略						略					
8 規則						8 規則					
別表第			略	年 0 . 5パー	年 <u>0 . 5パー</u>	別表第			略	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パー</u>
7号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>	7号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>
掲げる						掲げる					
資金						資金					
9 規則						9 規則					
別表第	略	略	略	年 0 . 5パー	年 <u>0 . 5パー</u>	別表第	略	略	略	年 <u>0.45パー</u>	年 <u>0.45パー</u>
8号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>	8号に				<u>セント</u>	<u>セント</u>
掲げる						掲げる					
資金						資金					

鳥取県告示第173号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成20年3月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成20年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前						
貸付利率 利子補給率 年1.6パーセント 略	貸付利率 利子補給率 年1.7パーセント 略						
11.007 021	111111 021						

鳥取県告示第174号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。 平成20年3月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成20年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

Ī	改 正 後		改正前					
資金の種類	貸 付 利 率	利子補給率		資金	ž O	種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第3号の資金	略		規則別	表第 3 !	年 <u>1.7パーセント</u>	略		
規則別表第7号の資金	年 <u>2.225パーセント</u>	略		規則別表第7号の資金 年 <u>2.325パーセン</u>			年 <u>2.325パーセント</u>	略
その他の資金	年 <u>1.6パーセント</u>	略		その	他の	資 金	年 <u>1.7パーセント</u>	略
				•	•			